## 同意を要する事項について

キクチ健康保険組合においては、以下の事項について、従来どおりの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、キクチ健康保険組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。

- 1. 高額療養費(高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金)を本人の申請に基づかすに事業主より金融機関の振込口座の情報を得て、指定口座として支給すること。
- 2. 出産育児一時金など現金による給付は、事業主より金融機関の振込口座の情報を得て、指定口座として支給すること。
- 3. 医療費通知(患者名、診療月、医療機関名、医療費等の受診通知)を世帯単位でまとめて行うこと。
- \*なお3の医療費通知につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する 事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合の個人情報相 談窓口までご連絡下さい。